

様式第6号（第17条）

会 議 録

会 議 の 名 称		2 0 2 4 年 第 1 0 回 春日部市農業委員会総会			
開 催 日 時		令和6年10月25日（金）	開 会	午前10時00分	
			閉 会	午前11時05分	
開 催 場 所		春日部市役所本庁舎3階 301・302会議室			
議 長 氏 名		会長 市川 大倫			
出 席 者	農業委員	（ 出席人数：19人 ）			
		1	川鍋 浩之	10	岡田 實
		2	飯島 優子	11	新井 久義
		3	齋藤 昭雄	12	加藤 富夫
		4	山崎 勇喜	13	池上 茂
		5	中山 雅博	14	森本 恒平
		6	岡本 勉	15	森住 武雄
		7	石山 法男	16	萩原 勝
		8	石川 勝也	17	伊藤 弘子
		9	水口 健二	18	石塚 郁志
	（ 欠席人数：なし ）				
	事務局	（ 出席人数：3人 ）			
		農業委員会事務局次長 溝口 通明			
農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 金子 昌行			
議事参与	（ 出席人数：2人 ）				
	農業振興課長 浜村 三博		開発調整課長 福井 聖士		
次第及び公開、一部 公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条（委員会）：公開 日程2 農地法第5条（知事） 日程3 生産緑地地区の取得斡旋について			

一部公開・非公開の 場合はその理由	☐ 要綱第3条第1号該当： ☐ 要綱第3条第2号該当： ☐ 要綱第3条第3号該当： ☐ 要綱第3条第4号該当：	
配 布 資 料	次第、総会資料	
会議録の作成方法	☐ 録音テープ等を使用した全文記録	
	☒ 録音テープ等を使用した要点記録	
	☐ 要点記録	
会議録署名の指定	議席番号	委員氏名
	1 7	伊藤 弘子
	1 8	石塚 郁志
	1	川鍋 浩之

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	ただ今から２０２４年第１０回総会を開会いたします。 在任委員１９名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第６条の規定により総会は成立いたします。 また、本日は議事参与者としまして、市長部局より環境経済部農業振興課、浜村三博課長、都市整備部開発調整課、福井聖士課長が出席しております。
議長	次に、運営委員会について伊藤委員長より報告がございます。
委員長	本日午前９時００分から運営委員会を開催いたしました。会議内容ですが、議題として (１) 生産緑地地区の取得斡旋について (２) 農委だより第４０号(案)について (３) 第４９回農業祭への参加について 以上３項目についての協議と、その他、意見交換を行いました。
議長	ありがとうございました。 次に、農業振興審議会について議席番号１１番新井久義委員より報告がございます。
委員	議席番号１１番新井久義です。去る９月２６日木曜日午後１時３０分から春日部市役所本庁舎２階２０１、２０２会議室にて「令和６年度第１回 春日部市農業振興審議会」に出席いたしましたので報告いたします。 議事の内容ですが、諮問事項は３項目ございました。 はじめに、「農用地区域からの除外の申出について」３案件、 次に、「農用地区域の用途区分の変更について」１案件 次に「農用地区域からの除外の目的の変更について」１案件 それぞれ、全ての案件が可決されました。 次に、報告事項として「令和５年度第２回春日部市農業振興審議会答申事項の経過について」１項目の報告があり、前回、審議のあった５案件について令和６年６月に農用地区域からの除外公告を行った、と報告がありました。
議長	ありがとうございました。
議長	本日の議題は、 日程１ 議案第１号「農地法第３条(委員会)」 １議案４件 日程２ 議案第２号「農地法第５条(知事)」 １議案８件

	日程3 議案第3号「生産緑地の取得斡旋について」 1 議案3件 合計3議案となります。
議長	次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号17番伊藤弘子委員、18番石塚郁志委員、1番川鍋浩之委員を指名いたします。
議長	議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。
議長	次に、事前審査の日程及び事前審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。
議長	それでは議事にはいります。日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号41番から44番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が4件ありましたので審議を求めます。 はじめに、申請番号41番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は親族間の贈与です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。1か所目では稲作を、2か所目では露地野菜を、3か所目では葡萄を栽培する計画です。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号42番と43番は譲受人が同一のため、一括して説明いたします。はじめに議案書1頁、申請番号42番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。次に、申請番号43番、詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。申請番号42番の案内図は3頁、詳細図は4頁、申請番号43番の案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。はじめに、申請番号42番の申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に、申請番号43番の申請地となります。ここでは稲作を行う計画です。次に、農地法第3条調査書2頁及び3頁をご覧ください。書類調査の結果、それぞれの申請は農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。 次に、申請番号44番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は

	経営規模の拡大です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。ここでは露地野菜を作付ける計画です。次に、農地法第3条調査書4頁をご覧ください。調査の結果、所有農地の一部に農地法違反地があることから、農地法第3条第2項1号に該当することとなります。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。
議長	おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。はじめに、申請番号41番について担当地区の横井三夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第4地区推進委員の横井三夫です。申請番号41番について報告いたします。令和6年10月8日に伊藤職務代理、岡本農業委員、石山農業委員、森住農業委員、金子推進委員、齋藤推進委員、上原推進委員及び私の8名で申請地及び保有農地等の現地調査等を実施したところ、申請地については問題ありませんでした。保有農地については4筆で雑草が繁茂しておりました。経営農地については1筆で農地にコンクリート製の擁壁が作られているのを発見しました。調査後、事務局が申請者に確認したところ、雑草が繁茂していた保有農地2か所4筆については「改善する」との返事があり、その後、現地は雑草が刈られ、改善していることを事務局職員が確認した、と報告を受けております。コンクリートの擁壁があった経営農地については事務局が申請人に確認したところ、元々の所有者が作ったものであり、所有者に事情を聴く予定である、とのことでした。このようなことから、借受している申請人に問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また他の地区に保有する農地も問題ないことを担当地区推進委員から事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、申請番号42番について、担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の関根守です。申請番号42番について報告いたします。令和6年10月9日に萩原農業委員、池上農業委員、中井推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。申請地については問題ありませんでしたが、担当地区内の保有農地のうち1筆に雑草が繁茂しておりました。調査後、事務局が代理人に確認したところ、早急に改

	善する、との返事がありました。その後、10月18日金曜日に代理人から「現地の雑草は改善した」と報告があった、と事務局から連絡を受けたので、私自身が確認したところ、現地は報告どおり雑草が刈られ、改善していることを確認しました。このことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また他の地区に保有する農地にも問題ないことを担当地区推進委員から事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号43番について、担当地区の岩本利夫推進委員より意見を求めます。
推進委員	第2地区推進委員の岩本利夫です。申請番号43番について報告いたします。令和6年10月10日に市川農業委員会会長、石川農業委員、関根推進委員及び私の4名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。申請地については問題がありませんでした。担当地区内の保有農地については、本年5月に同一法人が農地を取得申請したときに担当地区内農地を確認しており、問題がありませんでした。このことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また他の地区に保有する農地にも問題ないことを担当地区推進委員から事務局を経由して報告を得ております。以上のことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、申請番号44番について、担当地区の田口宏推進委員より意見を求めます。
推進委員	第1地区推進委員の田口宏です。申請番号44番について報告いたします。令和6年10月11日に、新井農業委員、中山農業委員、森本農業委員、野村推進委員、私及び事務局職員1名の計6名で申請地及び保有農地の現地調査等を実施しました。申請地については問題ありませんでした。担当地区内の保有農地についてですが、3筆で事務局の説明のとおり許可無く土砂が堆積し、以前より農地法違反地として報告されております。今回、現地調査を行いました。堆積した土砂の上に雑草や雑木が生えており、状況は改善されておりました。また、譲受人自宅近くの1筆には、農地にコンクリートが敷かれておりました。ここには以前精米所が設置されていた、とのことですが、これも転用の許可無く行われることは不適正な農地利用だと考えております。このことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できませんでした。また他の地区に保有する農地は問題ないことを担当地区推進委員から事務局

	を経由して報告を得ております。以上のことから問題あり、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 1 4 番森本恒平委員より申請番号 4 1 番から 4 4 番について事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号 1 4 番森本恒平です。はじめに、申請番号 4 1 番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示したとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、一部の農地に雑草が繁茂しているほか、経営農地の一部にコンクリート製の擁壁が作られていた、と報告がありました。雑草については、その後の事務局の指導により改善されたと報告がありました。次に、コンクリート製の擁壁については、農地の所有者が作ったものであり、改めて事務局が所有者に事情を訊く予定である、とのことでした。このようなことから、借受している申請人に問題は無いと考えている、と報告がありました。その他の申請農地及び保有農地についても問題はないことから、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告がありました。以上のことから事前審査委員 4 人の合議により許可、と決しました。 次に、申請番号 4 2 番、4 3 番については申請人が同一のため、一括して事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、第 3 地区の所有農地の一部に雑草繁茂があったものの、その後事務局の指導により改善されたとの報告がありました。それ以外の申請農地及び保有農地に問題はなく、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから事前審査委員 4 人の合議により許可、と決しました。 次に、申請番号 4 4 番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、申請地については問題なし、と報告がありました。しかしながら先ほどの担当地区推進委員の報告のとおり、保有農地の一部に許可無く土砂が堆積し、以前より農地法違反地として報告されております。また、譲受人自宅近くの保有農地には転用の許可なくコンクリートが敷かれているとも報告がありました。これらのことから、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていない、との報告を受けております。その後の事前審査での現地調査でも状況は改善されておらず、推進委員の報告のとおりであったことから、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用の要件」に該当しておりません。事務局が代理人に確認したところでは、コンクリートが敷かれた保有農地については改善の意思を示していた、とのことから、申請人に対し今後の改善の意思及び状況等の確認を行い、その結果を元に審議を再開するのが望ましいと考えます。以上のことから事前審査委員 4 人の合議によ

	り継続審議、と決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号１０番岡田實です。申請番号４１番について質問いたします。担当地区推進委員から報告のあったコンクリート製の土留めですが、今回の申請は親族間の贈与と考えております。この土留めがある農地を申請者はどのように利用するのか。こういうことが良しとなると、他の地域にも影響が出るのではないかと、やったもの勝ちになるのではないかと、と思いますが、こういう案件に関して、事務局は今後どのように対応していくつもりか伺いたいと思います。
議長	事務局、回答をお願いします。
事務局	先ほどのご質問にお答えいたします。コンクリート製の土留めは、申請人の経営農地確認の中で発見されたものでございます。この農地は申請者が利用権を設定している農地で、この土留めは担当地区の農業委員によれば、今年の夏頃に造られたもの、と聞いております。この土留めについては農地法上の何らかの手続きが必要になるものですが、その手続きは現在行われておりません。そのため、農地所有者に対し、事務局が話しを聴くなど状況の確認をしていきたいと考えております。
委員	はい、議長。
議長	事務局、発言を許します。
事務局	補足の説明をいたします。今回の申請地は、申請人が属する経営体の保有農地ではなく、他の人が所有し、申請者が利用権を設定している経営農地です。このコンクリート擁壁は農地所有者が設置したのですが、申請者と農地所有者は親族関係にはないのでご理解いただきたいと思います。 またコンクリート擁壁でございますが、農地改良を行って高くなったところに水路との境界に擁壁を設置したものでございます。埼玉県では、農地改良を行うときは擁壁による土留めを認めておりません。農地改良の際は、法面を設けることとしております。もし擁壁を設けた場合でも法面を設けるよう指導しております。そのため、擁壁を設けたこと自体が農地法上不適切、

	ということになります。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	再度確認いたします。この農地に関する利用権設定ですが、この案件は申請人である譲受人と譲渡人の中での利用権設定ではない、ということよろしいですね。また、利用権が設定されているので、今回申請の譲受人が耕作をしていくと思いますが、こういうことは今後増えていくのではないかと懸念しています。なお、譲受人については問題無いことは理解しました。
事務局	はい、議長。
議長	事務局、発言を許します。
事務局	再度のご質問にお答えいたします。今回の案件については譲受人には問題無いと考えておりますが、先ほどご説明したとおり、土留めを設けた農地所有者に対しては適切に指導を行って参りたいと考えております。また、このようなケースが今後増えていくかどうかはわかりませんが、農地パトロールなどで発見した場合は、適切に指導していきたいと考えております。
事務局	はい、議長。
議長	事務局、発言を許します。
事務局	補足の説明をいたします。各地区で実施している農地パトロールの際に、担当地区内で申請の出ている案件や農地をお示ししておりますが、それ以外の農地で、工事や残土の堆積が行われているのを発見した際は事務局にご連絡いただきますようお願いいたします。
議長	岡田委員、よろしいでしょうか。
委員	はい、わかりました。
議長	他に発言のある方は挙手願います。
	(質問、意見なし)

議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号４４番について事前審査委員より継続審議、との報告がありました。よって、申請番号４４番と、申請番号４１番から４３番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認め、採決にはいります。はじめに、申請番号４４番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第１号、農地法第３条（委員会）申請番号４４番を事前審査委員の報告のとおり継続審議、と決定しました。担当農業委員は引き続き調査をお願いいたします。
議長	次に、申請番号４１番から４３番を事前審査委員の報告のとおり許可、とすることに、賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第１号、農地法第３条（委員会）申請番号４１番から４３番を事前審査委員の報告のとおり許可、と決定しました。
議長	次に、日程２、議案第２号、農地法第５条（知事）を議題といたします。申請番号４２番から４９番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書２頁をご覧ください。議案第２号、農地法第５条（知事）について許可申請が８件ありましたので審議を求めます。 はじめに、申請番号４２番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は９頁、詳細図は１０頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と

同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号43番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地9㎡と併せて自己用住宅を建築する計画です。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画で、市の制限行為許可書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号44番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は老人福祉施設の職員用駐車場の設置です。老人福祉施設については2023年第11回総会で審議され、2024年2月20日付けで許可を受けていますが、現在建設中の施設の駐車場は7台分の駐車場しかないこと、社員の通勤用車両を22台分、自社福祉車両8台分、施設運営を行うための医師用5台分、利用者家族用5台分の計40台分が必要になったことから新たに設置する計画です。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号45番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理で、オーバーフロー分は水路に放流する計画です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の事前協議書が添付されています。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続

きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁、申請番号46番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。隣接する非農地238㎡と併せて自己用住宅を建築する計画です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障無い旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックが設置されています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設水路に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、金融機関発行の融資証明書が添付されています。しかし、現住所の住宅賃貸借契約を示す書類の提出がないため、現在代理人に提出を求めているところです。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に開発申請手続きがされています。申請書は整い、農地区分は申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号47番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請者は腎臓内科医師で転用計画は診療所の設置です。透析専門のクリニックを新設する計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は浸透処理槽で貯留後、既設道路側溝に排水する計画です。生活排水は下水本管に区域外放流する計画ですが、市の制限行為許可書が添付されておらず、現在代理人に提出を求めているところです。資金計画については、金融機関からの融資で、金融機関発行の融資証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は街区の面積に占める宅地化率40%の区域内になる農地であり、第3種農地と考えます。

次に、申請番号48番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおり、転用計画は、資材置き場の設置です。事業拡大に伴い、新たに資材を購入しストックしておくための資材置き場を新設する計画で、申請地にはユンボ、2トントラックなどを駐車するほか、鋼材、鉄パイプ、鉄板等を置く計画です。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請地の周囲に農地はありません。雨水は砂利敷きのため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は申

	請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。 次に、申請番号49番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は建設業を営んでおり、転用計画は資材置き場の拡張です。現在の資材置き場は、植木の在庫を置くための場所が不足しているため、隣接する農地に資材置き場を新設する計画です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で金融機関発行の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。
議長	次に、申請番号43番について、担当地区の関根守推進委員より意見を求めます。
推進委員	第3地区推進委員の関根守です。申請番号43番について報告いたします。令和6年10月9日に萩原農業委員、池上農業委員、中井推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施しました。申請地については問題がありませんでした。渡人の保有農地については、昨年秋に実施した利用状況調査の結果及び事務局職員の現地調査の結果、問題無いことを確認しております。このことから農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。このようなことから問題なし、と意見を述べ、報告いたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号15番森住武雄委員より申請番号42番から45番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号15番森住武雄です。はじめに、申請番号42番、44番、45番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事前審査委員4人の合議により許可相当、とすることと決しました。次に、申請番号43番について事前審査の報告をします。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題は無く、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、との報告を受けました。次に、申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地

	に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	次に、議席番号１６番 萩原勝委員より申請番号４６番から４９番の事前審査の報告を求めます。
委員	議席番号１６番萩原勝です。はじめに、申請番号４６番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明のとおり、申請に添付する現住所の住宅賃貸借契約を示す書類の提出がありません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、現住所の住宅賃貸借契約を明らかにし、所有資産の有無を十分精査することを条件とし、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号４７番について事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。しかしながら事務局の説明のとおり、申請に添付する生活排水を区域外放流するための市の制限行為許可書の提出がありません。以上のことから、埼玉県審査にあたっては、排水に関する関係者の同意を十分精査することを条件とし、事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。 次に、申請番号４８番、４９番について一括して事前審査の報告をします。申請地の現地調査を実施したところ、問題はありませんでした。申請についても問題は無く、周辺農地に及ぶ影響も無いと思われます。以上のことから事前審査委員４人の合議により許可相当、とすることと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手を願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。はじめに、申請番号４６番、４７番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。次に、申請番号４２番から４５番及び４８番、４９番について、事前審査委員より許可相当と報告がありました。よって、はじめに、申請番号４６番、４７番、次に、申請番号４２番から４５番及び４８番、４９番を別々に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)

議長	異議なしと認めます。採決にはいります。はじめに、申請番号４６番、４７番を許可相当、とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第２号、農地法第５条（知事）申請番号４６番、４７番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付して県知事に送付いたします。 次に、申請番号４２番から４５番及び４８番、４９番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第２号、農地法第５条（知事）申請番号４２番から４５番及び４８番、４９番を事前審査委員の報告のとおり、許可相当と決定しました。
議長	次に、日程３、議案第３号、生産緑地地区の取得斡旋についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案書の４頁をご覧ください。議案第３号、生産緑地の取得斡旋について斡旋依頼が３件ありましたので審議を求めます。生産緑地法第１３条の規定に基づき、春日部市が買い取らないことが決定した生産緑地については農業者への斡旋を行うにあたり、生産緑地法第１７条の２の規定に基づき、依頼があったものです。この斡旋により生産緑地を取得するためには、農地法第３条許可の手続きが必要です。また取得後は農地として管理することが義務付けられています。この案件については、春日部市長より令和６年９月９日付けにて当該生産緑地の取得斡旋の依頼があったので、農業委員に斡旋の依頼と、１０月２４日まで市ホームページにも公開しましたが、共に申出はありませんでした。よって、議案書５頁のとおり「買取希望の申出者はありませんでした」と回答してよいか、ご審議をお願いいたします。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第３号、生産緑地地区の取得斡旋について原案のとおり決定することに賛成の委員の

	起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第 3 号、生産緑地地区の取得斡旋について原案のとおり決定し、春日部市長に報告いたします。
議長	次に、 日程 4 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」 日程 5 報告第 2 号「農地法第 4 条 (届出)」 日程 6 報告第 3 号「農地法第 5 条 (届出)」 日程 7 報告第 4 号「農地法第 1 8 条 (通知)」 日程 8 報告第 5 号「違反転用事案報告」 につきましては、議案書の 7 頁から 1 6 頁にお示しのとおりです。
議長	次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。
議長	次に、その他でございますが、何かありますか。
委員	はい、議長。
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	議席番号 1 0 番岡田實です。議案書の 8 頁にある「日程 4 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 (相続等による権利移動)」の申請番号 4 1 番の申請事由について質問いたします。申請事由は時効取得、とあります。これは法務局から通知を受けて、農地法の許可を得ないで農地を取得するもの、と伺っていますが、私が以前農業委員を務めていたときも同じようなことがありました。私の認識では、時効取得は農地法を無視した農地の取得だと思っております。この件は報告事項ではありますが、事務局が分かっている範囲でこの申請の経緯を説明してくださるようお願いいたします。
議長	事務局、説明をお願いいたします。
事務局	岡田委員のご質問にお答え申し上げます。時効取得についてでございますが、委員おっしゃるとおり、農地法の手続きを経ないで他の方が農地を取得するものでございます。1 0 年、あるいは 2 0 年という単位でその農地を利用していることが明らかな場合に申請ができるものです。今回、法務局からこの案件の方が農地を時効取得する、という通知がありました。このことか

	ら事務局では元々の農地所有者と、議案書に記載のある新たな農地所有者両方から事情の聴き取りという形で調査を行いました。その結果、今回の案件は元々の所有者が３人おり、母親から相続という形で共有しておりましたが、いずれも嫁いでいたために、農地の隣接地に済む母親の弟が２０年以上耕作していたとのことです。そのため時効取得については問題無い、という調査書をまとめ、埼玉県にその旨を報告しております。このような経過から、改めて事務局では問題無いもの、と考えております。
事務局	はい、議長。
議長	事務局次長、発言を許します。
事務局	少し補足をさせていただきます。農地の時効取得は、平穩かつ公然と他人の農地を２０年以上占有することによって成立するものでございます。今回の案件につきましては自宅に隣接し、姉の子ども達が相続していた農地を２０年以上耕作していた登記権利者が時効取得するものでございます。このような時効取得による農地所有はまれでございますが、登記所からの通知があった際には、今後も法令をしっかりと確認し、登記義務者と登記権利者の双方から事情を伺った上で、手続きを進めてまいります。
委員	はい、議長、
議長	岡田委員、発言を許します。
委員	過去には、登記義務者と登記権利者がお互い書類上つじつまを合わせて時効所得した、という事例もありましたので、事務局には今後も十分調査をしていただくよう要望します。
議長	他に何かありますか。
事務局	(事務局から次回総会日時について確認の発言あり)
議長	本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。
議長	以上をもちまして、２０２４年第１０回総会を閉会いたします。 閉会（午前１１時０５分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和6年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会 長 _____

農業委員 17番 _____

農業委員 18番 _____

農業委員 1番 _____